

「島田市緑茶化計画」ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市におけるシティープロモーション推進のためのロゴマーク「島田市緑茶化計画」(以下「ロゴマーク」という。)を適正に活用するため、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの規格)

第2条 ロゴマークの規格は、別に定める島田市緑茶化計画使用マニュアルに定めるとおりとする。

(ロゴマークの使用承認申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(ロゴマークの使用承認)

第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、ロゴマークを使用する商品又は宣伝広告品(以下「商品等」という。)の種類、内容等を審査し、適当と認めるときは、ロゴマーク使用承認書(様式第2号)により承認するものとする。

2 市長は、ロゴマークの適正な活用のため必要があると認めるときは、前項の規定による承認に際し、必要な指示をすることができる。

3 第1項の規定により承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、商品等の完成品(以下「完成品」という。)を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、市長が完成品の提出が困難であると認める場合については、その写真をもって代えることができる。

(ロゴマークの使用不承認)

第5条 市長は、第3条の規定により申請書の提出があった場合でその商品等の種類、内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 島田市のイメージを損なうおそれがあるとき。

(3) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとするとき。

(4) ロゴマークのイメージを損なうような展開又は応用をするとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、その使用が不相当であると市長が認めるとき。

(使用の条件)

第6条 ロゴマークの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 島田市緑茶化使用マニュアルに定められた色、形、書体等を正しく使用すること。

(2) 島田市のイメージを損なう使用、展開又は応用をしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第4条第2項の規定による市長の指示に従うこと。

(承認事項の変更)

第7条 使用者は、承認事項の内容を変更する必要があるときは、ロゴマーク使用内容変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項に規定する承認事項の内容の変更の手続について準用する。

（承認の取消し）

第8条 市長は、使用者（前条の規定により変更の承認を受けた者を含む。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用者に損害があっても、市は、その責めを負わない。

- （1）この要領に違反したとき。
- （2）第4条第2項の規定による指示又は第6条に規定する使用条件に違反したとき。
- （3）第5条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- （4）偽りその他不正の手段により、その承認を受けたとき。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る商品等を作成、配布、販売又は使用をして広告宣伝を行ってはならない。

（第三者への損害等）

第9条 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。